

子ども議会 議案第1号

基山町ペットボトルキャップ回収に関する条例の制定について

基山町ペットボトルキャップ回収に関する条例を次のように定める。

令和5年9月30日提出

基山町長 友川 瑞稀

基山町子ども議会 条例第1号

基山町ペットボトルキャップ回収に関する条例

第1条 町は、発展途上国の国々へのワクチン提供のため、ペットボトルキャップを回収する。

第2条 町は、回収したペットボトルキャップを売却し、その利益をもってワクチンを寄附する。

2 前項の目的を効果的に達成するため、認定NPO法人等に管理を委託することができる。

3 委託を受けたものが行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) キャップの売却益の管理に関すること。
- (2) 回収の運営に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認める業務

第3条 回収範囲は基山町全体とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

世界中には麻疹などの病気で苦しんでいる方が多くいらっしゃいます。そのため、中学校で行っていたペットボトル回収を町全体で行うことにより、発展途上国の人々にワクチンを届け、少しでも多くの人々が健康で過ごせる生活を提供する必要があると考えます。